

令和 8 年 3 月
国 税 庁

租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件の一部を改正する件（令和 8 年国税庁告示第 3 号）の概要

- 1 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けるため、所得税の確定申告及び年末調整の際に添付等すべき住宅ローンの年末残高証明書及び住宅ローン控除の控除証明書について、平成 30 年度の税制改正により令和 2 年分以降においては、これらの証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を出力した書面（以下「電磁的記録印刷書面」という。）が加えられた。このため、当該電磁的記録印刷書面の出力方法等につき、租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件（平成三十年国税庁告示第十七号）を定めているところ、所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号）において租税特別措置法第 41 条の 3 の 2 が削除されたこと等から、同告示を改正するもの。
- 2 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。